裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第26回)開催結果概要

1 日時

平成20年11月6日(木)午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員,敬称略・五十音順)

秋葉康弘,秋吉仁美,飯田裕美子,井堀利宏,酒巻匡,仙田満, 髙口秀章,高橋宏志〔座長〕,中尾正信,二島豊太,山本和彦

(事務総局)

菅野雅之審議官,安東章総務局第一課長,

手嶋あさみ民事局第一・三課長,齊藤啓昭刑事局第一・三課長, 春名茂行政局参事官,小田正二家庭局第一課長

4 進行

(1)新委員の紹介

菅野審議官から, 髙口委員が紹介された。

(2)意見交換

ア 家事事件全般について

小田家庭局第一課長から,家事事件の手続概要,概況等について説明がなされた(資料1-1スライド1から11まで,資料1-2)。

(秋吉委員)

乙類事件の平均審理期間が短縮しているのはどのような事情があるのか。 (小田家庭局第一課長)

乙類事件のうち平均審理期間が最も長いと思われる遺産分割事件について,審理方法を見直すなどして迅速に処理できるようになったため,乙類事件全体の平均審理期間も短縮したのではないかと考えられる。

(井堀委員)

乙類事件の平均審理期間短縮と新受事件増加との関係(資料1-2表5)はどう理解したらよいのか。複雑困難な事件を効率的に処理した結果なのか、それとも容易に処理できる事件が増えたからなのか。

(小田家庭局第一課長)

家事事件を担当している裁判官等からは,調停の円滑な進行が困難な事例が増えていると聞いており,簡単に処理できる事件が増えているという 実感はない。難しい事件が増えている中で努力した結果,平均審理期間も 短縮されていると評価いただいた方がよいと思われる。

(二島委員)

平成15年に養育費・婚姻費用の算定表が公表されたことで,審理期間 に影響があったのか。

(小田家庭局第一課長)

算定表は、それまでの実務の蓄積をもとに、東京と大阪の裁判官が研究して作成されたもので、申立人と相手方の年収や子の数等に応じて、養育費や婚姻費用の範囲が分かるようになっている。算定表が公表されたため、調停においては、養育費や婚姻費用に関する目安ができて合意が得られやすくなったと聞いている。また、審判においても、特段の事情がない限り、算定表に従って養育費や婚姻費用が決められる場合が多くなったので、審理期間の短縮につながっていると思われる。

(中尾委員)

弁護士も,依頼者に対して,算定表に基づいた目安を提示しているので, 養育費や婚姻費用の算定が争われる事案は少なくなっている。

(仙田委員)

家事事件の推移は,日本社会の少子化等,様々な社会的要因の影響があると考えられるので,長いスパンで統計を見る必要がある。乙類事件の新

受件数及び平均審理期間(資料1-2表5)についても,平成10年以前のデータを見せていただきたい。

イ 遺産分割事件の概要について

小田家庭局第一課長から,遺産分割事件の手続概要について説明がなされた(資料1-1スライド12から23まで,資料1-2)。

(秋吉委員)

かつては,多くの不動産につき鑑定が必要であるにもかかわらず,費用 の予納困難等でなかなか鑑定の申立てがなされない事案もあり,遺産の評 価が問題となると審理が長期化するという印象があったが,最近はどうか。

(小田家庭局第一課長)

不動産価格が著しく変動していた時期には,遺産の評価の問題にどのように対処するかが大きな課題であったが,最近は,被相続人の高齢化に伴う諸問題への対応が最大の課題となっている。

(中尾委員)

遺産分割事件では,一部の相続人が被相続人の預金を隠す場合や預金に 関する資料の開示を巡って争う場合があり,遺産の範囲の確定の問題が最 も大きい。相続人の範囲や遺言の効力といった前提問題は,通常,調停や 審判を申し立てる前に弁護士の方で解決している。

遺産から生じる家賃の分配や葬儀費用の分担といった付随問題が解決しないと、本来の遺産分割の問題が解決できても全体的な解決にはならないので、付随問題に争いがある場合でも、ただちに審判に移行せず、調停での解決に向けて努力を続けるのが実情である。付随問題について、「別の問題であるのに当事者が調停に持ち込みがち」(資料1 - 1スライド20)と整理するよりも、むしろ、遺産分割事件における調停事項の一つの大きな核であると位置付ける方が実情に近いのではないか。

前提問題と付随問題を区別して取り上げると、それぞれが独立して審理

期間に影響するかのような印象を与えるが、実際には、両者が一体となって、解決までに時間を要する事情となっているように思われる。

(小田家庭局第一課長)

付随問題が持ち込まれるのが悪いかというと,必ずしもそうではないのであって,付随問題が解決したために調停が成立した事案も相当数あることはご指摘のとおりである。

ウ 遺産分割事件の長期化要因の分析状況について

小田家庭局第一課長から,遺産分割事件の審理期間が長期化する要因の分析状況について説明がなされた(資料1-1スライド24から34まで,資料1-2)。

(飯田委員)

最近の傾向として,権利意識の高揚による遺言の増加が挙げられており, 紛争の予防に役立つように思われるが,遺言の増加が審理期間の長期化に 関係する場合もあるのか。

(小田家庭局第一課長)

成立に争いがなく,相続人の遺留分を害さない遺言であれば問題はないが,自筆証書遺言で真に被相続人が作成したものか争われる場合等には,遺言があるためにかえって相続人間の感情的対立が激化することがある。

(中尾委員)

通常は、権利意識の高揚により、法律に詳しくない人でも本に載っている書式を見ながら有効な遺言を作成するようになるなど、紛争を予防する効果があるが、旧来の家督・長子相続的な考え方が持ち込まれる場合、一部の相続人が遺産を独占するなど金銭欲が絡む場合、法定相続分に従ったのでは不公平感が残る場合等、正当な権利意識と対立する事情がある場合には、感情的対立につながりやすい。

(酒巻委員)

弁護士が遺産分割事件にどのように関与しているのか関心がある。過去 10年で代理人の関与率に変化があるのか。

(仙田委員)

当事者の数、代理人の数及び家事事件担当裁判官の数と平均審理期間との関係について変化はないのか。

(菅野審議官)

ご指摘の点につき、更に検討した結果を次々回に報告する。

(山本委員)

遺産分割事件の平均期日間隔はそれほど変わらず,平均期日回数が減少しているが(資料1-2表11),同様に審理期間が短縮できている民事訴訟では,期日間隔が短くなって,期日回数は大きく減っていないこととの比較で,どのように理解したらよいか。

遺産分割事件の平均審理期間が短縮していることと,遺産分割事件の当事者主義的運用とは関係があるのか。

(小田家庭局第一課長)

詳細な分析は次々回に報告するが,遺産分割事件では当事者多数の事件が多く,代理人の都合や裁判所の都合もあって,期日間隔が長くならざるを得ない面もある。

平均期日回数が減少した理由の一つとして,実務上生起し得る問題点を,前提問題,付随問題,評価の問題等と整理し,順番に処理していく運用を全国的に普及させた結果,例えば前提問題や付随問題は二,三回の期日でめどをつけて次の問題点に進むというように,問題点の位置付けが明確になったため,無駄な期日を費やさなくなったことが考えられる。

当事者主義的運用は昭和の末ころから行われてきたのに対し,遺産分割 事件の平均審理期間が短縮し始めたのは平成5年からなので,両者の間に 直接の関連性はないと考えている。

(二島委員)

前提問題や付随問題が長期化要因となっていることを裏付ける統計データはないのか。

前提問題について,地方裁判所での訴訟の審理期間が長期化すると,家 庭裁判所の遺産分割事件も長期化するといった関連性はないのか。

(小田家庭局第一課長)

事件票からは,前提問題や付随問題が争点となったか分からないため, 現在,裏付けの方法を検討しているところである。

前提問題で訴訟を起こすことになると,遺産分割事件については取下げ を促すのが通常なので,遺産分割事件が取り下げられなかった場合のみ審 理期間が長くなるが,実際にどの程度長期化しているかは把握できない。

(高橋座長)

統計データ上は平均審理期間は短縮しているが,実際には取下げ等の事情もあるようである。

(中尾委員)

平成11年から比べると,審理期間が3年を超える事件数の割合が半減しており(資料1-2表12),長期未済事件数が激減したことも平均審理期間の短縮の一要因になっているように思われる。

(仙田委員)

日本社会では少子高齢化が急速に進行しているが,遺産分割をはじめと する家事事件の将来像はどのようなものが考えられるか。

(小田家庭局第一課長)

非常に大きな課題であり、今後とも検討していきたい。

(3)民事訴訟に関する弁護士ヒアリング調査について

管野審議官から,民事訴訟に関する弁護士ヒアリング調査の結果概要について報告がなされるとともに,正式な取りまとめは次回に発表する旨紹介された。

(中尾委員)

審理が長期化する事件は,誰が処理しても時間を要するような,事件自体 に特性が内在するものが多いように感じた。

ヒアリングでは、それまで誰も受任しなかった事件を若い弁護士が受任し、 敗訴したものの依頼者は納得していたとの発言があったように、弁護士は、 依頼者の納得の得られる解決を目指しており、迅速な紛争解決も依頼者の納 得の一要素と考えて行動していることが確認できた。

(山本委員)

弁護士には、依頼者との関係があるため相手方と対立せざるを得ない部分があることや、依頼者の発言力が強くなっている傾向もあって、依頼者を説得できずに争点整理や和解を裁判官に期待する部分があることが印象に残っている。

依頼者が迅速な裁判を望んでいないといった発言が多かった点は,意外である。「日本の民事裁判制度についての意識調査」によれば,代理人のついた当事者のうち半数近くの人が訴訟は長すぎる又はやや長いと感じているとの結果であったこととの対比からも,大変興味深い。

(高橋座長)

企業法務弁護士のヒアリングを含めて,弁護士ヒアリングはすべて無事 に終了したとのことであり,日弁連及び各地の弁護士会の御協力に感謝し たい。

(4)今後の予定について

次回以降の検討会は,次の日時に開催されることが確認された。

第27回 平成21年1月19日(月)午後3時から

第28回 平成21年2月23日(月)午後2時から

第29回 平成21年3月18日(水)午後3時から

(以上)